

別紙 1

審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 事業内容及び実施方法		60 / 100
・事業の目的・趣旨との整合性	・事業の目的及び趣旨との整合性が取れているか。	10
・事業内容の妥当性	・県の物産振興事業として妥当な内容であるか。 ・業務内容及び業務量に応じた費用積算となっているか。	10
・実施方法の妥当性	・実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。 ・より多くの売上が見込まれる実施方法となっているか。	15
・独創性・創意工夫の有無	・運営が円滑にできるよう工夫された内容となっているか。 ・独創性のある内容となっているか。	10
・魅力発信の妥当性	・来場した消費者に商品の魅力が伝わる効果的な内容となっているか。	15
2 事業実施主体の適格性		40 / 100
・実施体制の適格性	・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・手法、日程等に無理がないか。 ・県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
・知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	15
・実績の有無	・過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。 ・当該事業と同様の事業の過去の契約実績はどの程度のものか。	10
・経理処理能力の適格性	・事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。	5

審査員3人の総計300点中、151点を最低ラインの目安とし、これを下回る場合は審査員間で協議する。